

# 丸田 たかあき

後援会連絡所

【連絡先】  
 五島市中央町7番地25  
 丸田たかあき後援会事務所  
 090-2080-8438

**次回選挙まで  
 後 34回発行**

2017年市議会議員選挙に落選した丸田たかあきです。なので私の戦う場所は「議場」ではありません。2週間足らずでの得票数。マイナスからのスタートで579票。今回、初挑戦の私に投票してくれた皆様方を大事に、3年後まで後援会活動・政治活動・街頭演説会等を堂々とこなしていく一人でも多くの有権者の皆様方へ、私の政治信条を理解していただくことを考えております。私の「初！挑戦！」は、「再！挑戦！」へと新化しました。挑戦者 丸田たかあきはここにたれていません。

## 固定資産税評価 過少評価の数々 行政の業務怠慢

五島市は色々なイベントごとが開催されます。開催は●実行委員会など各名称はついておきますが市役所の各々の部署に事務局が用意され、行政主導で動いているのが現実であります。数あるイベント行事の中でもトライアスロン大会には数多くの市民ボランティアが毎年募集されます。そのような、職員と協会

# 税金は公正・公平に！

ただでは足りない人手。五島市はこんな時はかり市民の協力を求めているのです。こんな話をすれば、まるで私がトリアスロン大会に反対している様に思われるでしょうが、私にできることで協力はしておりますのでご理解願います。先週あたりからコースには大会のぼりが設置されたしましたね。事務所のある商店街は大会コースではありませんが、参加選手は必ずアークードを通りまですーゴールデンウィーク前に市役所から私個人へ20本の幟の差入れがあったので、言い出しつぺの私が責任持って設置と撤去の管理を致します。5月10日車の往来がなくなつた午後7時から30分間のボランティア協力を行わせて頂きサンシャイン新栄町アークード街へののぼり設置を完了しました。かれこれ5年継続のボランティア活動です。来月17日はトリアスロン大会が開催され私ことですが、5月19日(土)に市民体育館での講習受講させていただきます。今大会からマーシャル(3種審判員)として大会に協力させていただきます。受講の理由は、審判員の高齢化と減少など、大会を取り巻く厳しい現状の話を聞いて、協力すべきかなって素直に思ったわけなんです。トリアスロン大会は五島市の最大のスポーツイベントですからね！

そんなこんなで、自ら協力するって事は気持ちのいいものです。現在五島市では固定資産税評価額の現地調査台帳確認業務怠慢にて、農業用施設が建造されている土地に対して適正な評価が賦課されておりません。約20年前から地目が畑のままでも過少評価されている状態なのです。畑と農業用施設用地(雑種地扱い)では70倍近くの違いが発生しているのです。つまり五

島市が課税し徴収しなければいけない税金にマイナスが発生しているんですね。税務課職員だけでは台帳と現地確認をやり終えることは厳しいのです。行政として課税は納税者すべてに公平に賦課せねばならぬ。五島市の関係部署の連携が原因なのです。税金は市職員の給与の原資で大事な収入源ですよ。どうか職員皆様方で閉庁日の土曜日曜を利用して1日でも早く調査処理できるようにボランティア協力してあげてください。この業務は個人情報に抵触しますので、市民では駄目でしょう！そういう内容で本日、住民監査請求を提出させていただきます。市民であり市議会議員でない私が戦える手段は「住民監査請求」の提出しか策は無いのです。

## 住民監査請求を 提出致しました

五島市職員措置請求書 住民監査請求書(五島市内に現存する農業用施設用地の現地確認を実施し、土地の地目を適正に認定し、納税者に対して不公平が生じないように課税を行うこととを求める措置請求。抜粋) 1 請求の要旨

イ. 五島市は五島市野々切町1260番地1 以下本件土地」という。)への固定資産税評価額に対し、平成16年度から平成29年度まで地方税法に反して過少評価し適正な賦課を課せていなかった。この事について、平成30年5月8日に担当課である税務課は、請求者からの伺い書に対し、このような課税ミスが起こった責任の所在について、五島市の関係課が連携不足であった。税務課の固定資産の現地調査により確認ができなかった。固定資産の所有者からのご連絡がなかったこと等」と、責任の所在を誤魔化す手段での回答であるが、そもそも固定資産税額の課税主体は、その固定資産の所在する市町村「地方税法第5条第2項」なものであり、土地の所有者に課税、および自己申告しなければならぬとの義務はない。

ハ. 本件土地の落札後に長崎地方支務局五島支局からの土地家屋登記簿通知書受け、税務課職員の現地調査にて牛舎等の農業用施設用地が建立されている上、課税は現況主義により土地科目は変更するとの理由が理解できるものの、落札者は所有権移転後に自ら施設等を建設したのではない。税務課は、所有権移転後の通知によって評価額を確認し、そのうえで評価額に対する課税対象土地の地目を雑種地に変更し適正な課税額に変更したのである。これによって所有権移転前と移転後の固定資産評価額は60,572円から4,441,772円に上昇したのである。上昇率は実に73倍への跳ね上がりなのである。これに対しての固定資産税額年度額は800円から62,100円へ変動。これによると平成16年から29年度までの当時の土地所有者が支払うべき徴収不足額は、858,200円となり、この賦課は五島市のミスによって未徴収となっている。

二. 平成16年度に補助申請の窓口である担当課と税務課の連携がうまく行われていれば、施設完成時から競売による所有権移転後も評価額に誤差は生じていなかったであろう。市役所業務の懈怠によって発生した今回の事案は氷山の一角にすぎず、五島市小泊町の牛舎施設の固定資産評価額を閲覧したが、本件土地と同様に評価額は畑で課税され続けられている。このように五島市の業務懈怠により地方税徴収に本来課税徴収すべき税額にマイナスが発生している状況なのであり、原因として牛舎施設の事業主であるご農協と農業振興課、さらには農業委員会、そして税務課の業務連携怠慢があげられる。同様な内容で課税対象の土地の納税者にとっては「瘦田に水」の話であり、上昇率が70倍にも跳ね上がる評価額に対して快く不足分の納税支払いに応じることができない。しかしながら税金は公正公平に扱われなくてはいけないものであり見逃すようなことは断じて許されないものである。

ホ. 今回の過少評価は、所有権移転し所有者が平成30年1月に税務課へ本件土地の調査で伺った折に発覚したのである。固定資産の現状主義による地目確認が行われていなかった単純な業務ミスで、税務課並びに関係部署が注意して職務を執行していれば防げた筈なのである。

結論. 本件土地の前所有者に支払い能力、差し押さえるべき不動産、安定した収入が無い場合、またこれまでの業務失態を受け入れずして拒否された場合、五島市長は、税の課税・徴収に対し公平公正を無視せず、適切な判断で指導し徴収しなければならぬのである。指摘が無ければ表沙汰されなかったともいえる、適正に課税し徴収すべきである固定資産税、事実として平成29年度まで五島市の業務懈怠により、固定資産評価額の過少評価によって五島市に徴収での損害が生じているのは確かなのである。よって五島市長に対し、速やかに、五島市内に現存する農業用施設用地の現地確認を実施し、土地の地目を適正に認定し、対象者すべての納税者に対して不公平が生じないように課税を行うことを求める。